

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局警防部警防課（水利） （06－4393－6491）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	開発許可申請に伴う公共施設の管理者の同意等
概 要	開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければなりません。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条（公共施設の管理者の同意等） ・都市計画法第33条第1項第2号（開発許可の基準） ・都市計画法施行令第25条第8号（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目） ・都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準第7条（消防の用に供する貯水施設に関する基準） (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200635.html) (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000004/4772/sinnsakijyunn20190401.pdf) ・消防水利の基準 (https://www.fdma.go.jp/laws/kokuji/post27/) ・消防水利規程第8条（開発の同意及び協議事務） (https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85C1C2A5&houcd=H358909010004&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)
審査基準	<p>主として建築物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更で、敷地面積が500㎡以上の場合、次により審査を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防水利の設置必要有無 建設計画の区域付近に存する既設消防水利（私設は除く）から、建設計画区域を100mで包含できるか確認する。包含できない場合、新たな消防水利の設置を指導します。 2 消防水利の種別及び構造 原則として、容量40㎡以上の耐震性を有する防火水槽とします。 消火栓の場合、原則150mm以上の水道配管に設置するものとします。 3 消防水利の管理 設置された防火水槽は原則として本市に帰属する。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、または都市計画法第32条の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。なお、消火栓を設置した場合は、別途協議するものとする。
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	消防局警防部警防課（水利）
提出時期	随時
提出方法	都市計画局開発調整部開発誘導課窓口で手交された（願）に都市計画局開発調整部開発誘導課担当者の下見印を押印したものと併せて添付書類を消防局警防部警防課（水利）に3部提出ください。
手数料	なし
相談窓口	消防局警防部警防課（水利）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	